

介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業

八千代リハビリデイサービス彩 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人財団新和会が開設する八千代リハビリデイサービス彩（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、支援が必要な状態にある高齢者に対し、適正な介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持向上を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 八千代リハビリデイサービス彩
- ② 所在地 安城市篠目町4丁目4-3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の現行相当サービス

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

2 単位目

生活相談員 1名以上

介護職員 1名以上(常勤換算 0.4 以上)

機能訓練指導員 2名以上

従業者は、指定通所介護の提供に当たる。

3 単位目

生活相談員 1名以上

介護職員 1名以上(常勤換算 0.4 以上)

機能訓練指導員 2名以上

従業者は、指定通所介護の提供に当たる。

介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の緩和型サービスA(機能訓練型)

1 単位目

介護職員 1名以上(常勤換算 0.3 以上)

機能訓練指導員 1名以上

③その他

管理栄養士:1名

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、GW 及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- ② 営業時間 午前 8 時 25 分から午後 5 時までとする。
- ③ サービス提供時間

介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の現行相当サービス

2 単位目 午前 8 時 40 分から午前 11 時 50 分までとする。

3 単位目 午後 1 時 10 分から午後 4 時 20 分までとする。

介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の緩和型サービス A(機能訓練型)

1 単位目 午前 8 時 40 分から午前 10 時 50 分までとする。

(介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の利用定員)

第 6 条 介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の利用定員は次のとおりとする。

介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の現行相当サービス

2 単位目 15 名 3 単位目 15 名 (通常規模)

介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の緩和型サービス A

1 単位目 15 名

(介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の内容及び利用料等)

第 7 条

1 介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の内容は次のとおりとし、介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業を提供した場合の利用料の額は、保険者の定める介護報酬額とし、介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割もしくは 2 割または 3 割の額とする。

- ① 食事の提供
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎
- ⑤ アクティビティ

2 第 9 条の通常の事業の実施地域を越えて行う介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 キロメートルあたり 50 円徴収する。

3 飲料代 120 円を徴収する。

4 飲食について、利用者の嗜好において個別に希望された場合、その費用は実費を徴収する。

5 おむつ代は、紙おむつ 150 円、尿パッド 50 円、リハビリパンツ 200 円を徴収する。

6 日常生活、健康管理上において個別に利用者が希望した物で必要となる費用は実費を徴収する。

7 アクティビティの参加利用に必要な経費のうち、利用者の自己選択に基づいて個別に使用した材料費等は、実費を徴収する。

8 利用キャンセルの連絡は利用当日の AM8 時までとする。規定時刻以降に特別な理由がない場合を除いて飲料代を徴収する場合がある。

9 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第 8 条 生活相談員等は、介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の実施地域は、事業所から概ね 5 km 以内の範囲で実施する。

介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の現行相当サービス

安城市(朝日町、安城町、今池町、東栄町、高木町、桜町、緑町、井杭山町、今本町、里町、浜屋町、宇頭茶屋町、橋目町、尾崎町、東別所町、西別所町、別郷町、北山崎町、大岡町、山崎町、新明町、東新町、法連町、浜富町、新田町、大東町、弁天町、池浦町、住吉町、篠目町、錦町、日の出町、福釜町、三河安城町、三河安城東町、三河安城本町、三河安城南町、南町、箕輪町、御幸本町、二本木町、二本木新町、美園町、城南町、大山町、百石町、小堤町、花ノ木町、末広町、明治本町、昭和町、相生町、横山町)

介護予防・日常生活支援総合事業第 1 号通所事業の緩和型サービス A(機能訓練型)

安城市(朝日町、安城町、今池町、東栄町、高木町、桜町、緑町、井杭山町、今本町、里町、浜屋町、宇頭茶屋町、橋目町、尾崎町、東別所町、西別所町、別郷町、北山崎町、大岡町、山崎町、新明町、東新町、法連町、浜富町、新田町、大東町、弁天町、池浦町、住吉町、篠目町、錦町、日の出町、福釜町、三河安城町、三河安城東町、三河安城本町、三河安城南町、南町、箕輪町、御幸本町、二本木町、二本木新町、美園町、城南町、大山町、百石町、小堤町、花ノ木町、末広町、明治本町、昭和町、相生町、横山町)

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条

- 1 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(高齢者虐待を防止するための事項)

第12条

事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(ハラスメントを防止するための事項)

第13条

- 1 事業所は適切な通所介護の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第14条

- 1 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。加えて、八千代病院にて開催される研修会への参加機会を設けるものとする。
 - ① 採用時研修 採用後6カ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人財団新和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月31日から施行する。